

2 自主防災組織の結成

(1) 自主防災組織の結成から活動までの流れ（住民編）

- ①自分の地域に自主防災組織があるか確認する！
 - ・自治会や市町村の防災担当などに確認する。
- ②町内会、自治会で防災について話し合う！
- ③役員会で検討し、総会で決議する！
 - ・自治会の内部組織として防災部を設けたり、他の地区と協力して新たに自主防災組織として立ち上げる。
- ↓
- ・役員でどのような組織にするかを決め総会で決議をし、賛同を得る。
- ④自主防災リーダーを決める！
- ⑤自主防災組織の規約を決める！
 - ・既存の自治会の規約に、自主防災活動についての記述を加えた形をとる。
 - ・新たに「〇〇自主防災組織」として規約を作成する。
(資料編規約例参照)
- ⑥防災計画を策定する！
 - ・地元の市町村の防災担当課と相談しながら、災害時の防災体制など自分の地域に即した計画を策定する。(資料編防災計画例参照)
- ⑦規約や防災計画等について、総会で討議し策定する！
自主防災組織の結成!!!
 - ・回覧板等を活用して地域住民へ周知する。
- ⑧自主防災組織の結成について、市町村役場へ報告する！
- ⑨自主防災活動を実施する！
 - ・防災資機材等の整備をする。
 - ・平常時は、防災訓練、防災資機材の定期点検、防災意識の啓発活動を行う。
 - ・災害時は、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等を行う。

※詳細は、次項の「3 自主防災組織の活動」を参照してください。

○ ポイント!!!

市町村においては、自主防災組織の結成の際に資機材の購入の補助や貸与などの支援をしている地域もありますので市町村の防災担当課に随時相談しながら進めるのがよいでしょう。